

2017年12月  
第14号

2017年12月1日発行

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会  
— 朝鮮学校無償化裁判を支援する会 —

# 미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1  
九州朝鮮中高級学校内  
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階  
福岡県朝鮮学校を支援する会  
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-f.net>

mail : [info@msk-f.net](mailto:info@msk-f.net)

## 目次:

第14回裁判について 1

東京の判決について  
弁護士 池上 遊 3

朝鮮学校の支援の輪が  
広がる 県支援する会代表  
中村元氣 4  
裁判支援グッズ第2弾！  
付箋販売のお知らせ 4

## 第14回裁判について

### ■ 第14回裁判(口頭弁論)

9月14日(木)、第14回口頭弁論がありました。福岡地裁小倉支部には、42の傍聴席を求めて約150人が集まりました。

この期間、原告側弁護団は被告に対し、文科省の就学支援室長が変わった際に引き継いだ文書を開示するよう求めた求釈明申立書を提出していました。被告は、そのようなものはないと主張したため、改めて文書提出命令(裁判所から被告に、文書を提出するよう促すよう求めること)の手続きを申し立てました。

また、証人尋問の段階が近づいているため、原告2人、意見書を提出した三輪教授、また不指定処分を下した張本人である下村博文・元文科大臣を法廷に呼ぶための申し出をしました。

同時に、弁護団はいくつか証拠を提出。その中には、大阪無償化裁判の勝訴判決や東京新聞に掲載された前川喜平・文科省前次官のインタビュー記事もありました。

一方、被告からは、関連書類を提出する必要はないなどという内容の準備書面9、10が提出されたほか、広島無償化裁判の判決が証拠として提出されました。

事務的なやりとりの後、法廷では原告側弁護団から**白充弁護士と金敏寛弁護士が発言**しました。

沖縄で弁護士をしている白弁護士は、九州無償化裁判の提訴行動に参加した以

降はなかなか弁論期日に来ることができないでいたといいます。しかし、広島での不当判決、そして大阪での画期的な判決を目にして、各地方で涙する後輩、先輩、同胞やさまざまな支援者の顔を見ながら「負けても勝っても、自分もこの中にいたい」と思ったそうです。遅ればせながら、今回から改めて積極的に携わっていこうという気持ちを強く持ち、この日の弁論に参加することを決めていたところに、奇しくも東京の不当判決。「やはり来ると判断してよかった」と前置きをし、話し始めました。



「証拠に基づく事実認定がそんなに難しいことなんですか。法律の趣旨と目的に従って法を適用する、大阪ではそれを丁寧に行いました。どうして広島や東京ではそれができなかったんでしょうか。高校生だって『三権分立』について知っていると思うんです。司法が行政をただす、ただそれだけのこと。いち地域のことでありますが、この裁判の判決は、ここに座っている一人ひとり、学生、保護者たちだけでなく、日本各地にまで伝わるもの。一つひとつの判決が歴史に残ります。裁判所にはぜひ適正な判断をしてほしい」白弁護士は、司法のあるべき姿について切々とのべました。

続いて金敏寛弁護士は、朝鮮学校への検証(裁判官が学校を訪れること)と下村博文・前文科大臣に尋問をする必要性について強く訴えました。

「東京の判決を読まれたと思いますが、こんな言葉遊びをしていたら日本の司法は崩壊します。必ず他の問題にも波及する。広



# 미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

島と東京は結論ありきの判決でした。他方で大阪は、原告の主張をきちんと検証したうえで結論を出しました。裁判所ならどちらが正しいか分かるはずですが、原告の立場、訴えをきちんと理解しないと判決は書けないと思います。実際に朝鮮学校を見てみないと分からない。裁判所の皆さんには、これをしっかりと確認した上で判決を書いてほしい。

ふと「人情味」という言葉が思い浮かぶくらい、弁護士たちの熱い語り口調が印象的でした。

## ■ 報告集会

口頭弁論が終わり、報告集会へ。傍聴に外れたたくさんの人たちは、ミニ学習会として大阪が勝訴を勝ち取った時の一連の映像を観覧しました。

報告集会では**金敏寛弁護士**が先ほどの内容について解説し、東京無償化裁判の判決にも言及しました。



「下村・元文科大臣は2012年12月の記者会見で、拉致問題の進展がないことと朝鮮学校が総聯と密接な関係にあるから不指定処分にするとはっきり言っている。しかし、裁判所は『本件不指定処分などの個別具体的な処分やその理由についてのべたものではない』と、言葉遊びでしか判決を書いていない。結論ありき。こんないい加減なことがまかり通ってはいけない」と怒りを示しました。

その後、弁護団からは白充弁護士のほか、前日に**愛知無償化裁判を傍聴した安元隆治弁護士**も発言しました。

「愛知は非常にいい尋問だった。愛知朝鮮学園の理事長は朝鮮学校と総聯の関係について正面から話していた。また、原告は一人に1時間を費やし、深く話を聞くことができた。祖父・祖母の話から続き、在日朝鮮人がどのような気持ちで生きてきたのか、家族も含めた話が語られて、ぐっとくるものがあった」。



また、九州裁判については「他の地域では控訴が続くが、そこではあまり新しい事実を取り上げて判決を書くというよりは、一審の判決で矛盾はないか、そのためにはどのような証拠調べが必要なのかという視点で動くため、出来ることが限られている。そういう意味で九州裁判は、ますます全国的な位置づけが大きくなっていく。進行が遅い分、他の訴訟でできなかったことをやれる。重要な責任を感じている」と、その位置づけについて一度強調しました。

次に、支援者から連帯のメッセージがありました。



「福岡ふれあい納涼祭」の**李鐘健実行委員長**は「昨日の東京判決はとても悔しかったが、弁護士の先生たちの話を聞きながら、今日からまた頑張っていこうという気持ちになった。福岡初級学校の保護者、同胞、日本の友人の方々の熱い思いがこもっている。納涼祭の収益金の一部を持ってきたので、ぜひ今後の運動に役立ててほしい」と話し、朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会の瑞木実事務局長に支援金を手渡しました。

続いて、今年6月に山口県で行われた「モンダンヨンピルコンサートin下関」の**内岡貞雄実行委員長**が発言。モンダンヨンピルとは、朝鮮学校を支援する韓国の市民団体です。

内岡さんは「モンダンヨンピルの人たちは、山口朝鮮初中級学校に来るや否や子どもたちとびったり寄り添って喋ったり歌ったり、食事を共にしていた。学校の先生とも心から交流していた。本当は、ここにも直接きて激励の言葉を送りたいと話していたが、諸事情で来れないため、代わりに気持ちを伝えてくれと10万円を預かってきた。また、学校のオモニ会がバッジを売って2万4千100円の利益があったため、そ



れも合わせて持ってきた」と話し、瑞木実事務局長に支援金を伝達しました。

連帯のメッセージ最後に、**龍谷大学の金尚均教授**があいさつしました。金教授は、今年2月に福岡県で行われた「高校無償化即時適用実現・全国統一行動に連帯する福岡県民集会」の時も京都から駆けつけ、講演を行いました。



「東京判決は、広島判決に続いて非常にひどい内容だった。そもそも無償化制度は、貧富の差や国籍にも関わりなく均等に教育を受ける権利を保障しようというもので、政治的な判断が含まれないというのが前提。それに関わらず、今回の裁判では朝鮮や総聯との関係を取り上げ、しかもそれが朝鮮学校に対して『不当な支配』をしていると言っている。なぜ朝鮮学校が戦後、日本の中で生まれ、そして今もあるのかということがまったく裁判官に伝わっていない。そういう意味で、弁護団が主張している朝鮮学校への検証は必ず実現されなくてはいけない。正直、私が経験した京都朝鮮初級学校襲撃事件の裁判でも、裁判官が検証のために朝鮮学校に来たことで流れが変わった」と検証の重要性を熱弁。「この裁判で負けるということは、朝鮮学校に差別することは日本社会で許されるということ。絶対勝たなければいけない」と締めくくりました。



最後に、**金敏寛弁護士**が今後の進行について説明。「他の4地域の裁判で、文科省の関係者を尋問に呼べたのは東京だけ。5つの地域の中で唯一、九州裁判で尋問が残っている。文科省関係者を裁判所に呼んで、無償化問題の本質、真の目的がなんだったのかということ必ず明らかにしたいと思っている。準備のためにま



2017年12月

だ少し時間がかかるが、変わらず支援をお願いしたい」と話しました。

また、毎日新聞やNHK、地元の新聞社などから、弁護団を交えて勉強会を開いてほしいとの要望があったことを紹介しながら、「マスコミ含め、日本の世論がこの問題によりやく目を向け始めている」とのべました。勉強会は年末か年明けに予定しているそうです。

「裁判はこれからも続くが、みなさんもこの問題を真剣に考え、勉強して、裁判所にも引き続き足を運んでほしい」と呼びかけ、集会を終えました。

終了後、会場の後方では支援グッズの販売も行われました。

次回、**第15回口頭弁論は12月7日(木) 11時**から行われます。

理屈を正当化しました。

結論として、国による不指定処分がその要件(規程13条)の判断について、裁量権の逸脱、濫用はなく、違法ではないとしています。上記のように国の主張を鵜呑みにしているのですから当然です。

判決は、下村文科大臣が当時の記者会見で拉致問題に進展がないことも不指定の理由に挙げていたことについて、不指定処分が政治的外交的理由によりされたことを裏付けると言えないという到底理解不能なことも述べています。

### 3 東京地裁判決を打ち破るために

東京地裁判決は、以上のとおり、①不指定処分の違法を前提に省令改正(ハ号削除)の違法性について検討せず、特に理由もなく判断の必要がないとし、②国の主張を鵜呑みにして、要件をねじ曲げて解釈し、大臣の裁量を極めて広く認めました。これら二点において、行政の姿勢を追認するだけの司法の責務を忘却した不当判決というほかありません。

同様に私たちの主張を認めなかった広島地裁判決にも一貫していますが、常識的には考えられない「朝鮮高校のみを排除」という結論をなんとかして維持するには、このような判決を書くしかない、のです。

私たちが広島、東京の敗訴判決を打ち破るには、判決の不当性を正しく認識し、引き続き、その背後にいる裁判官に対して丁寧な主張、立証を尽くして説明するという「法廷内」の訴訟活動と、裁判官の人格に響く「法廷外」の運動にも取り組まなければなりません。現に、勝訴した大阪地裁では充実した証拠調べが実現しています。

福岡でも必ず勝訴判決を獲得できるよう、引き続きがんばりましょう！

## 東京の無償化裁判判決について

弁護士 池上 遊



朝鮮学校無償化裁判について、広島(2017年7月19日)、大阪(同7月28日)に続

き、9月23日、東京地裁判決が出ました。結論として原告側敗訴の不当判決となりましたが、その内容について報告します。

### 1 東京地裁判決の概要

東京地裁は、本件不指定処分が違法かどうか(文科大臣の裁量権の範囲からの逸脱、濫用があるかどうか)という点について国の主張を鵜呑みにして、「違法ではない」とし、原告らの請求を認めませんでした。私たちが福岡の裁判でも主張しているハ号削除が違法かどうか(無償化法の委任の範囲を逸脱するかどうか)という点についても、このことを理由に「判断する必要がない」としています。

### 2 本件不指定処分の裁量権逸脱、濫用

まず、判決が国の主張を鵜呑みにしたのは、不指定処分を正当化するために要件(無償化規程13条)をねじ曲げて解釈するというものです。具体的には、「授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければ

ならない」という要件について、「就学支援金が・・・学校の設置者によって他に流用するおそれが否定できない」場合も不指定処分ができることとした。

「おそれ」があれば不指定にできるのですから、このような解釈は、行政に極めて広い裁量を認めてしまうことになります。

次に、判決は、このような解釈を前提に、文科大臣の裁量も極めて広く解釈しようとする国の主張も鵜呑みにしました。ここで「裁量」というのは、大臣が自由に判断することができるという意味です。ですから、裁量が広ければ広いほど大臣個人の判断でものごとを好き勝手に決めることができるということになります。

判決は、規程13条の要件に該当するかどうかの判断は、文部科学行政に通暁する文部科学大臣の専門的・技術的裁量に委ねられている」としました。裁判所が行政の裁量に判断を丸投げしているのと同じで、極めて不当です。

しかも、判決は、教育が「不当な支配」に服することのないように規定する教育基本法16条についても、規程13条の要件に該当するかどうかの際に文科大臣が考慮できるとしています。この「不当な支配」の考え方は、朝鮮高校が朝鮮総連等から影響を受けていることを理由に不指定を正当化するために国が持ち出した理屈です。

判決は、以上のとおり国の主張をそのまま引き写して不指定処分の根拠となる

# すべての子どもには学びへの権利があります！

## 朝鮮学校の支援の輪が広がる

### 福岡県朝鮮学校を支援する会代表 中村元氣

## 「朝鮮学校の子どもたちに学ぶ権利を！全国集会」

10月25日(水)、東京・代々木公園で「朝鮮学校の子どもたちに学ぶ権利を！全国集会」が開かれ、冷たい雨が降りしきる中、全国から支援者約2,000人が集まり、朝鮮学校への「高校授業料無償化」制度の適用を求めました。福岡から、本村福教組書記長、無償化連絡協議会福岡の瑞木事務局長、福岡県朝鮮学校を支援する会中村代表・前海事務局長、同福岡地区太田事務局長が参加しました。

主催者を代表して藤本泰成・平和フォーラム代表は、「教育は権利である。朝鮮学校をはじめすべての子どもたちの教育権確立を全国の仲間の連帯でかちとろう」と呼びかけ、同じく慎吉雄・全国朝鮮高級学校校長会会長は、「安倍政権などの朝鮮学校差別は許せない。将来、日本と東アジアなどの平和のために活動するだろう朝鮮学校の子どもたちの夢と希望を叶えたい」と挨拶しました。

続いて、韓国から「ウリハッキョと子どもたちを守る市民の会」共同代表のソン・ミ

ヒさんが「どこの国でも子どもは差別されてはならない。日本政府は罪を恥じなさい。最後まで諦めず頑張れば必ず勝てる」と強く訴えました。その後、リレートークに入り、東京裁判弁護団や朝鮮高級学校の生徒、東京、大阪、広島、福岡の裁判を支援する会代表など、8人が発言しました。まず、李春熙弁護士が「裁判は1勝2敗、大阪判決は法の趣旨を踏まえたもので貴重な。もっとポジティブな行動をしよう」と訴え、高校生代表は「裁判官は私たちの姿を見て欲しい。私が今までみんなに守られたので今後は私が守って行きたい」と力強く語りました。

福岡を代表して瑞木実・無償化連絡協議会事務局長は「来年判決の予定、裁判所に事実認定を求め、朝鮮学校を正しく知ってもらう、当時の文科省役人の証人申請、文科大臣の裁量権拡大解釈などを中心にたたかって行く」と訴えました。

最後に、集会アピールを採択し、会場から渋谷の公園までデモをして、「朝鮮学校生徒に適用せよ！」「不当な差別を止める！」などとシュプレヒコールを行い、通行中の市民に訴えました。

## 「朝鮮学園を支援する全国ネットワーク」2017年総会

前日に引き続き、「朝鮮学園を支援する全国ネットワーク」2017年総会が、10月26日、東京・連合会館で開かれ、全国各地の支援団体の代表、朝鮮学校の教職員、関係者など約70人が参加しました。福岡からも前日の集会に引き続き5人が参加しました。

藤本事務局長は挨拶で「政府が公然と差別を行っている。広島、東京裁判では裁判官が法の趣旨に反し、政府の言うがままの判決を出した。司法も社会的矛盾から目を背けている。こうした差別状況を克服するために、全国ネットの取り組みを強めて行こう」と訴えました。

続いて、慎吉雄東京中高級学校校長と、ソン・ミヒ「ウリハッキョと子どもたちを守る市民の会」代表が、これまでの全国ネットの活動に感謝し、今後も朝鮮学校や裁判支援をおねがいします、と力強く語りました。その後、田中宏・一橋大学名誉教授が「子どもたちに民族教育の権利を一朝鮮学校の歴史性を直視せよ」と題して基調講演を行いました。

続いて、広島、東京、愛知、福岡の裁判支援の報告を行いました。福岡からは、瑞木実・無償化連絡協議会事務局長が、昨夜の集会で行った福岡での状況や今後の方針の説明を行いました。そして、茨城、千葉、長野、山口、福岡などから各地域の支援の取り組みを報告しました。福岡からは、県の報告を前海事務局長が、福岡地区の報告を太田事務局長が、支える会(北九州)の報告を瑞木事務局長が行い、全国の仲間から称賛の拍手・激励の声が上がりました。

また、総会では、毎年行っている2月20日を中心とした「全国行動月間」の取り組みの提起があり、全員で確認して2日間の日程を終了しました。なお、福岡では、来年2月10日(土)14時から、北九州国際会議場で学習会及び県民集会を行う予定です。



無償化裁判を財政的に支援する為のグッズ販売第2弾は九州中高美術部の生徒たちがデザインした付箋。多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

■ 内容: 1冊50枚綴り

■ 価格: 200円

■ 注文: FAX、メール、電話で受付

■ 発送方法

⇒ 注文冊数に応じてご相談させていただきます。

### ■ 注文方法

⇒ 電話: 学校を通じてお買い求め下さい。TEL 093-691-4431

⇒ メール: info@m-sk-f.net

⇒ FAX: 093-691-4441

⇒ メール、FAXにてご注文の場合、件名に『裁判支援グッズ希望』と記入され、注文者名、発送先、必要冊数を明記の上、ご注文下さい。

### ■ 振込先

福岡銀行折尾支店(普)2988609  
朝鮮学校無償化実現  
福岡連絡協議会 事務局  
ユン キョンリョン

